

議第104号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9 月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理」の右に「(公園のうち市長が指定する区域，遊戯用電車及び駐車場の管理を除く。)」を加える。

第3条ただし書を削り，同条に次の2項を加える。

2 指定管理者は，必要があると認めるときは，市長の承認を得て，緑の館及び庭園の供用時間並びにこれらの施設を供用しない日を変更することができる。

3 市長は，必要があると認めるときは，遊戯用電車及び駐車場の供用時間並びにこれらの施設を供用しない日を変更することができる。

第5条第1項中「，庭園，遊戯用電車又は駐車場（自動二輪車，原動機付自転車及び自転車の駐車の用に供するものを除く。以下同じ。）」を「又は庭園」に改め，同条第3項中「及び遊戯用電車」を削り，同条第4項を削り，同条第5項を同条第4項とする。

第11条を第12条とし，第10条を第11条とし，第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め，同条に次の1項を加える。

2 市長は，特別の理由があると認めるときは，使用料を減額し，又は免除することができる。

第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条本文中「利用料金」の右に「(遊戯用電車及び駐車場にあっては、既納の使用料)」を加え、同条を第8条とする。

第6条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者に対し」を削り、「指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければ」を「別に定める使用料を納入しなければ」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第6条 遊戯用電車又は駐車場(自動二輪車、原動機付自転車及び自転車の駐車のために供するものを除く。以下同じ。)を使用する者は、別表第3に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、遊戯用電車の使用料を徴収しない。

3 遊戯用電車の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 駐車場の使用料は、自動車を退場させる際に納入しなければならない。

別表第2備考以外の部分中

庭	園	1人につき1回	200		
遊	戯		用	電	車
駐	車	場	大型自動車	1日1回	2,500
			その他の自動車	1回	700円。ただし、利用時間が2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに200円を700円に加算した額

を

庭	園	1人につき1回	200
---	---	---------	-----

に改め、同表備考2を削り、同備考1を同備考とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第6条関係)

区 分		単 位	使 用 料
遊 戯 用 電 車		1人につき1回	300 ^円
駐 車 場	大 型 自 動 車	1日1回	2,500
	その他の自動車	1回	700円。ただし、使用時間が2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに200円を700円に加算した額

備考 「大型自動車」とは、長さが5.5メートルを超え、又は幅が2メートルを超える自動車をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市梅小路公園条例第6条第1項の規定により発行した駐車場の回数券は、同日以後においても使用することができる。

提案理由

京都市梅小路公園の公園の一部、遊戯用電車及び駐車場の管理について、指定管理者による管理に代えて、本市が管理を行うものとする必要があるので提案する。